# 工事請負契約等に係る入札参加停止

独占禁止法違反行為の再発を防止し、受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、「静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱」及び「庁舎等管理業務委託業者入札参加資格停止基準」の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行いました。

１　入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第２第４号（独占禁止法違反）に該当する。

２　措置対象業者及び停止期間

| 項目 | 措置対象業者 |
|---|---|
| 商　　号 | 株式会社シミズ・ビルライフケア |
| 代表者氏名 | 代表取締役　髙橋　剛 |
| 本店所在地 | 東京都中央区京橋２－１０－２ |
| 停 止 期 間 | ３か月 |

| 項目 | 措置対象業者 |
|---|---|
| 商　　号 | 建装工業株式会社 |
| 代表者氏名 | 代表取締役　髙橋　修身 |
| 本店所在地 | 東京都港区西新橋３－１１－１ |
| 停 止 期 間 | ６か月 |

| 項目 | 措置対象業者 |
|---|---|
| 商　　号 | 株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンス |
| 代表者氏名 | 代表取締役　堀込　順一 |
| 本店所在地 | 東京都千代田区鍛冶町２－６－１ |
| 停 止 期 間 | ６か月 |

３　入札参加停止の理由

関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託した上で発注する大規模修繕工事において、貴社を含む施工業者らは、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和８年９月 28 日、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。なお、株式会社シミズ・ビルライフケアは、課徴金の減免制度の適用を受けている。

【入札参加停止要綱別表第２第４号（独占禁止法違反行為）に該当】

４　停止期間の始期及び終期

株式会社シミズ・ビルライフケア

令和８年 11 月３日から令和９年２月２日まで（３か月）

建装工業株式会社、株式会社Ｊ－ＢＩＳメンテナンス

令和８年 11 月３日から令和９年５月２日まで（６か月）

（参考）　静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第２第４号

| 措置要件 | 措置期間 |
| --- | --- |
| 業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 | ６か月以上24か月以内 |

※静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第４条第３項

知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第５条第１項第１号から第３号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。